

●平成25年度 監査テーマ 外郭団体等の財務に関する事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

【6】体育協会に対する指摘事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H28.4現在)
14	賞与引当金を計上すべき 〔報告書79ページ〕	<p>公益法人会計基準において、財務諸表は、発生主義に基づいて作成されることが求められている。</p> <p>しかし、体育協会においては、賞与引当金の計上が行われていなかった。</p> <p>体育協会の給与規程において、6月の賞与は、前年度の12月～当年度の5月の勤務に対応する賞与である旨、明記されている。そのため、期末決算時においては、その時点ですでに発生していると考えられる12月～翌3月までの4ヶ月分相当額の賞与を認識し、引当計上する必要がある。</p>	社会教育部	平成27年度において、次年度の6月の賞与引当金(12月～3月までの相当額)700万円を計上した。今後についても、当該年度に必要額を計上する。